京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年3月29日

京都市教育委員会 教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第19号

京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則 京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「期末手当」の右に「及び勤勉手当」を加え、同条各号列記以外の部分中「第13条前段」の右に「及び第13条の2第1項」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 任期(前2号に掲げる者である期間を除き、採用の日の前日に会計年度任用管理用務員、会計年度任用管理用務員以外の職員その他の別に定める者であった者にあっては、当該別に定める者であった期間を含む。)が6月未満の者別表(2)の項中「補助的な職務」を「施設の管理等の用務」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)